

香川県における中小企業の労働事情

—令和5年度中小企業労働事情実態調査報告書—



香川県中小企業団体中央会

はじめに

中小企業団体中央会では、昭和39年より政府指定事業の一環として、全国規模で「中小企業労働事情実態調査」を実施してきました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となり、海外からの訪日客が増加し、経済活動も回復の兆しを見せています。

一方で、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増等による燃料価格の高騰や円安等による様々な品目の物価上昇は、依然として続いており、我々の生活環境や事業経営環境に大きな影響をもたらしています。

このため、本年度は、昨年に引き続き、価格転嫁の状況とその内容について調査を行いました。また、従来の調査項目に加えて、パートタイマーの雇用状況等についても新たに調査し、調査結果の中からいくつか要点を抽出して報告書を作成しました。

本報告書が、県内中小企業の労働事情の実態の把握と現状に即した対応をお考えいただく上で、多少なりとも参考になれば幸甚です。

最後に、本調査の実施にあたり格別のご協力をいただきました関係組合及び調査対象事業所に対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和6年1月

香川県中小企業団体中央会

目 次

調査実施要領

回答事業所の概要

1. 回答事業所数	4
2. 労働組合の有無	4
3. 常用労働者数	5
4. 女性常用労働者数	5
5. パートタイマー比率	6

調査結果の概要

1. 経営状況	7
(1) 経営状況	
(2) 主要事業の今後の方針	
(3) 経営上の障害	
(4) 経営上の強み	
2. 労働時間	10
(1) 週所定労働時間	
(2) 月平均残業時間	
3. 有給休暇	11
(1) 年次有給休暇の平均付与日数	
(2) 年次有給休暇の平均取得日数	
(3) 年次有給休暇の平均取得率	
4. 価格転嫁	13
(1) 転嫁状況	
(2) 転嫁内容	
(3) 転嫁状況（一年前との比較）	
5. 従業員の採用及び給与	14
(1) 従業員の採用計画	
(2) 新規学卒者の初任給	
・ 初任給（高校卒）	
・ 初任給（専門学校卒）	
・ 初任給（短大・高専卒）	
・ 初任給（大学卒）	
(3) 中途採用者の年齢層	
6. パートタイマーの雇用状況	20
(1) 採用理由	
(2) 正規従業員との職務の差及び平均賃金の差	
(3) 待遇改善のために実施している方策	
7. 賃金改定	22
(1) 賃金改定実施状況	
(2) 平均昇給額・昇給率	
(3) 賃金改定の内容	
(4) 賃金改定の決定要素	

調査実施要領

1. 調査の目的

香川県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会労働支援方針の策定に資することを目的として、毎年定期的を実施するものである。

2. 調査機関

香川県中小企業団体中央会

3. 調査実施方法

会員組合への依頼による郵送調査

4. 調査時点

令和5年7月1日

5. 調査対象事業所

600事業所（製造業・非製造業）

6. 調査対象の選定

県内の従業員規模300人以下の中小企業を任意抽出し一定業種に偏しないよう選定した。

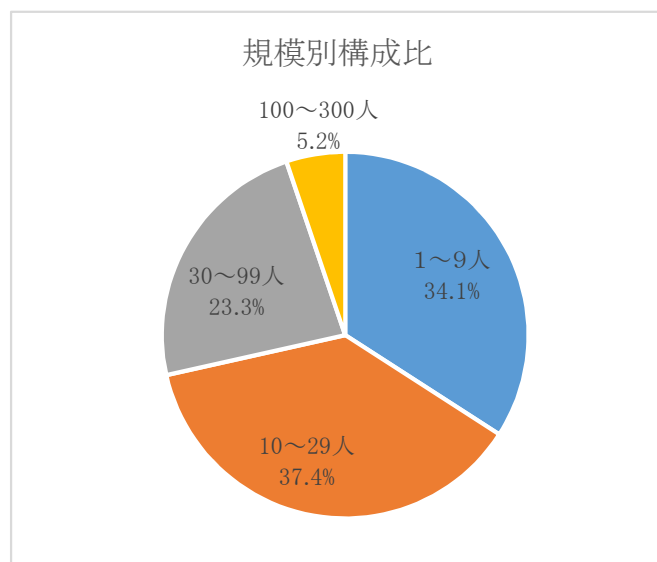
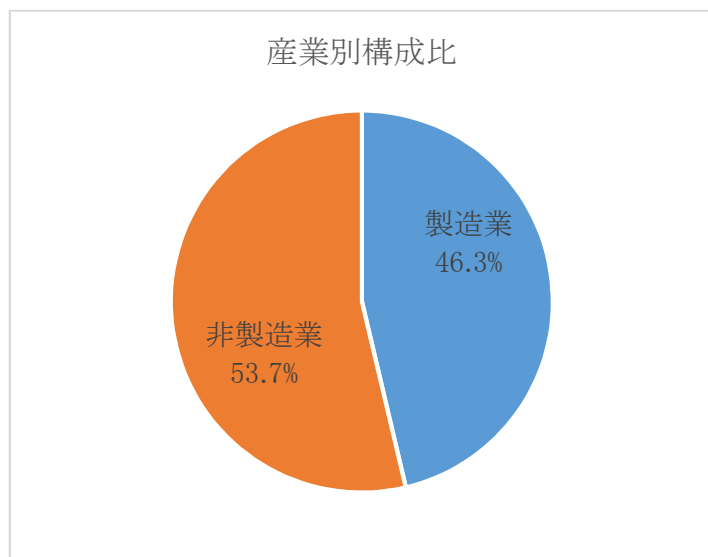
7. 調査の主な内容

- （1）経営状況に関する事項
- （2）労働時間に関する事項
- （3）有給休暇に関する事項
- （4）価格転嫁に関する事項
- （5）従業員の採用及び給与に関する事項
- （6）パートタイマーの雇用状況に関する事項
- （7）賃金改定に関する事項

回答事業所の概要

1. 回答事業所数 有効回答数 270事業所

令和5年度調査の回答事業所は、調査対象600事業所のうち、製造業125事業所、非製造業145事業所の合計270事業所で、回答率は45.0%であった。（昨年度41.0%）



2. 労働組合の有無

労働組合のある事業所は、14事業所であり、香川県内の組織率は5.2%であった（昨年度14事業所、組織率5.7%）。

労働組合の組織率を規模別にみると、「30～99人」が9.5%と最も高い。

労働組合の有無及び組織率

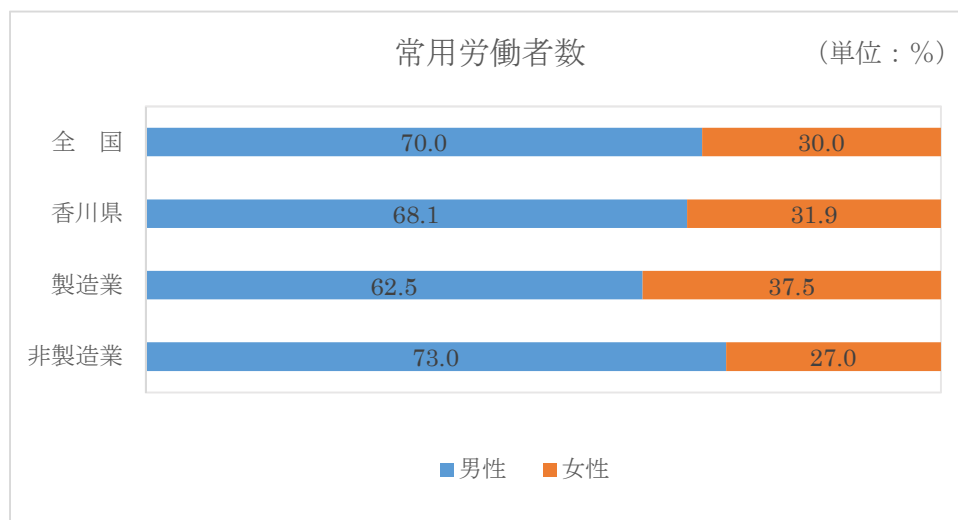
		事業所数	労働組合の有無		組織率
			あ る	な い	
全 国		18,051	1,279	16,772	7.1%
香 川		268	14	254	5.2%
規 模 別	1～9人	91	3	88	3.3%
	10～29人	100	4	96	4.0%
	30～99人	63	6	57	9.5%
	100～300人	14	1	13	7.1%

3. 常用労働者数

香川県の回答事業所における常用労働者数は7,510人で、内訳は男性5,114人(68.1%)、女性2,396人(31.9%)となっており、女性の構成比が全国平均(30.0%)より1.9ポイント高い。

業種別にみると、男性常用労働者比率は、製造業では「金属・同製品」(88.0%)、「窯業・土石」(83.2%)、「機械器具」(75.0%)、非製造業では「運輸業」(84.2%)「建設業」(82.0%)の順で高い。

一方、女性常用労働者比率は、製造業では「繊維工業」(62.1%)、「食料品」(56.7%)、非製造業では「サービス業」(50.4%)で高く、製造業に従事する女性の割合は、非製造業に比べて10.5ポイント高くなっている。

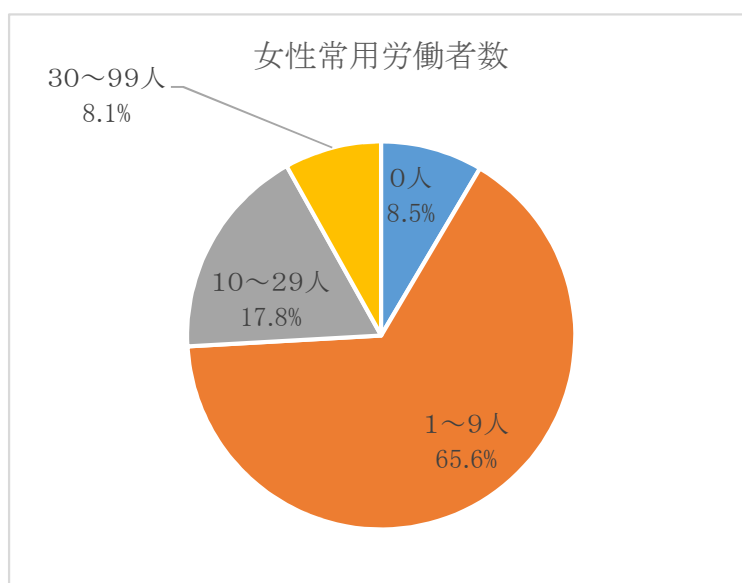


4. 女性常用労働者数

香川県内の女性常用労働者数をみると、「1～9人」が最も多く65.6%、次いで「10～29人」(17.8%)、「30～99人」(8.1%)と続く。

また、1事業所当たりの人数は、8.9人であった(全国平均9.6人)。

業種別にみると、製造業10.6人に対して、非製造業では7.4人と、製造業が3.2人多い結果となった。



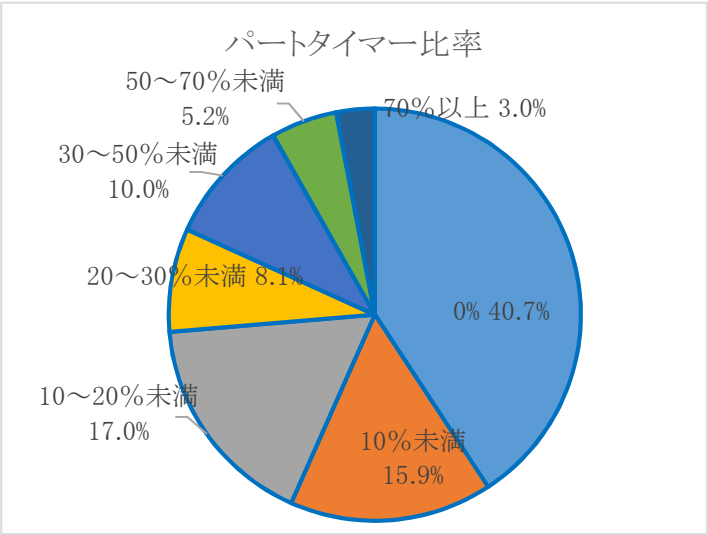
5. パートタイマー比率

パートタイマー比率をみると、「0%」が40.7%と最も高く、次いで「10%未満」(15.9%)、「10%未満」(15.9%)と続いている。

1事業所当たりの比率を規模別にみると、「100～300人」の事業所で19.1%と最も高かった。

全体の平均は、14.4%であった。

1事業所当たりの比率を業種別にみると、製造業が15.6%、非製造業が13.4%で、製造業の方が2.2ポイント高い結果となった。



パートタイマー比率 (％)

	1事業所当たりの比率	0%	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上
全 国	15.7	41.6	18.0	12.0	8.2	8.9	6.7	4.6
香 川	14.4	40.7	15.9	17.0	8.1	10.0	5.2	3.0
規 模 別								
1～9人	16.4	51.7	0	16.9	11.2	10.1	3.4	6.7
10～29人	10.4	41.7	22.3	17.5	7.8	7.8	2.9	0
30～99人	17.2	31.7	22.2	14.3	6.3	12.7	9.5	3.2
100～300人	19.1	6.7	40.0	26.7	0	13.3	13.3	0
業 種 別								
製造業	15.6	36.0	19.2	18.4	8.0	8.8	5.6	4.0
非製造業	13.4	44.8	13.1	15.9	8.3	11.0	4.8	2.1

調査結果の概要

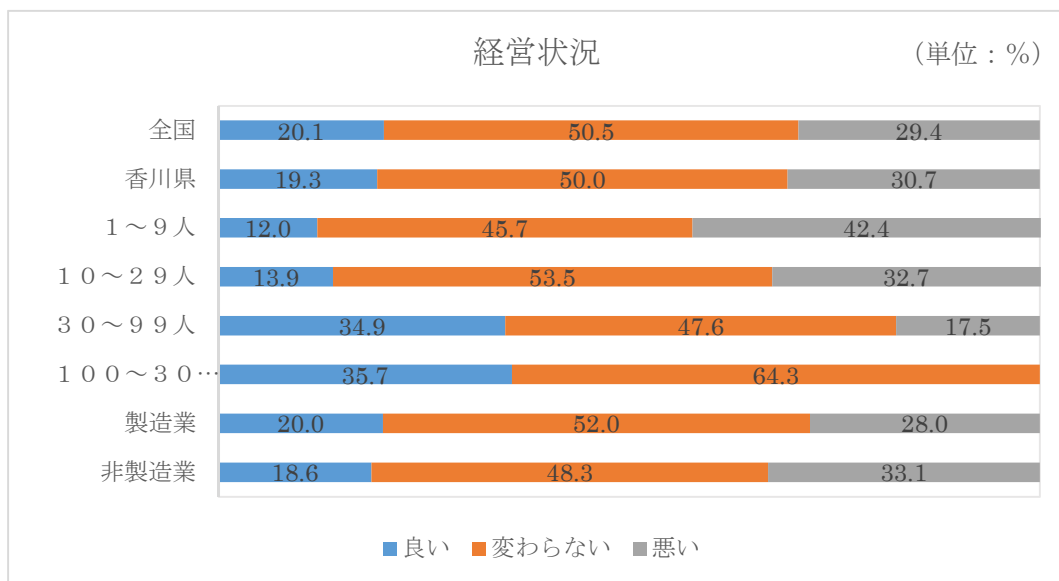
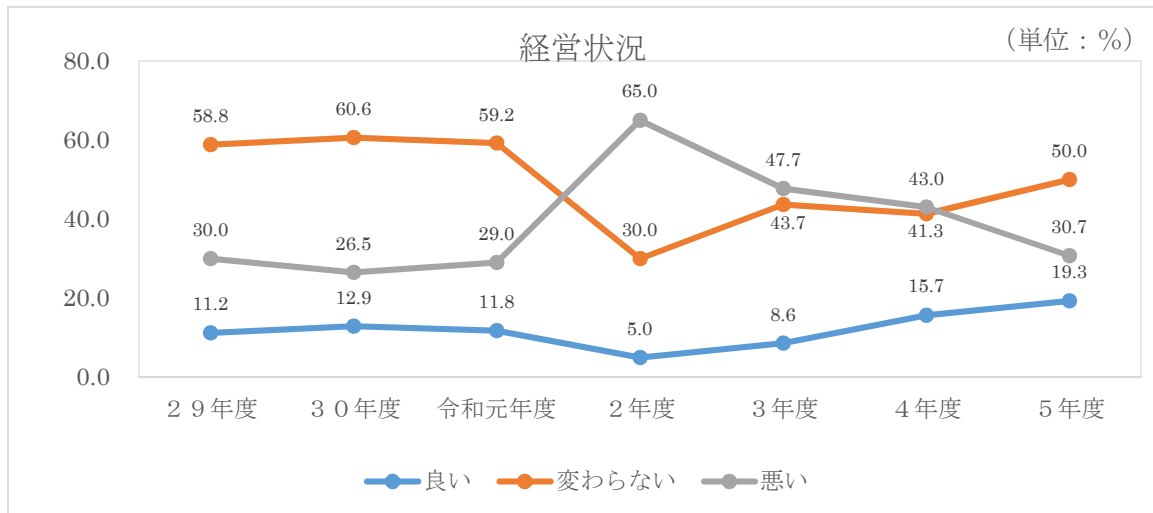
1. 経営状況

(1) 経営状況

県内中小企業の現在の経営状況は、「変わらない」が50.0%を占め、以下「悪い」（30.7%）、「良い」（19.3%）の順となっている。「良い」は前年度より3.6ポイント高い結果となった。

また、「悪い」は昨年度より12.3ポイント減少しており、経営状況の改善が見られる。

「良い」を規模別にみると、「100～300人」が35.7%で最も高く、次いで「30～99人」が34.9%、「10～29人」が13.9%という結果となった。

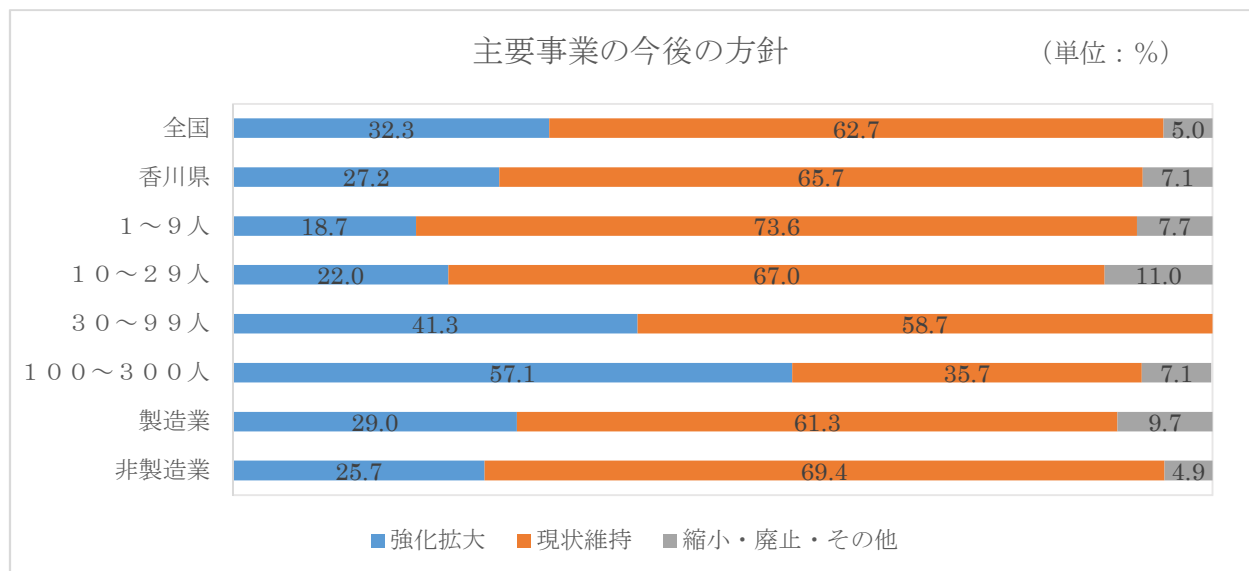
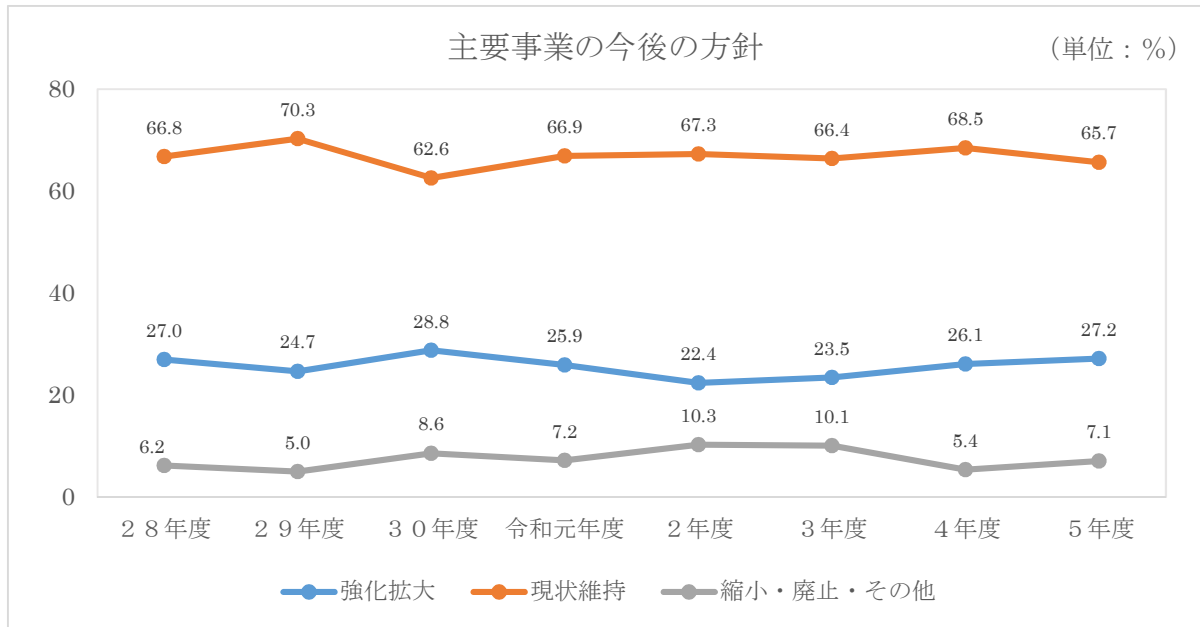


(2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要事業の今後の方針については、「現状維持」とする事業所が65.7%と最も多く、昨年度より2.8ポイント低い結果となった。

「強化拡大」は27.2%で、昨年度より1.1ポイント高く、「縮小・廃止・その他」は、7.1%で、昨年度より1.7ポイント高い結果となった。

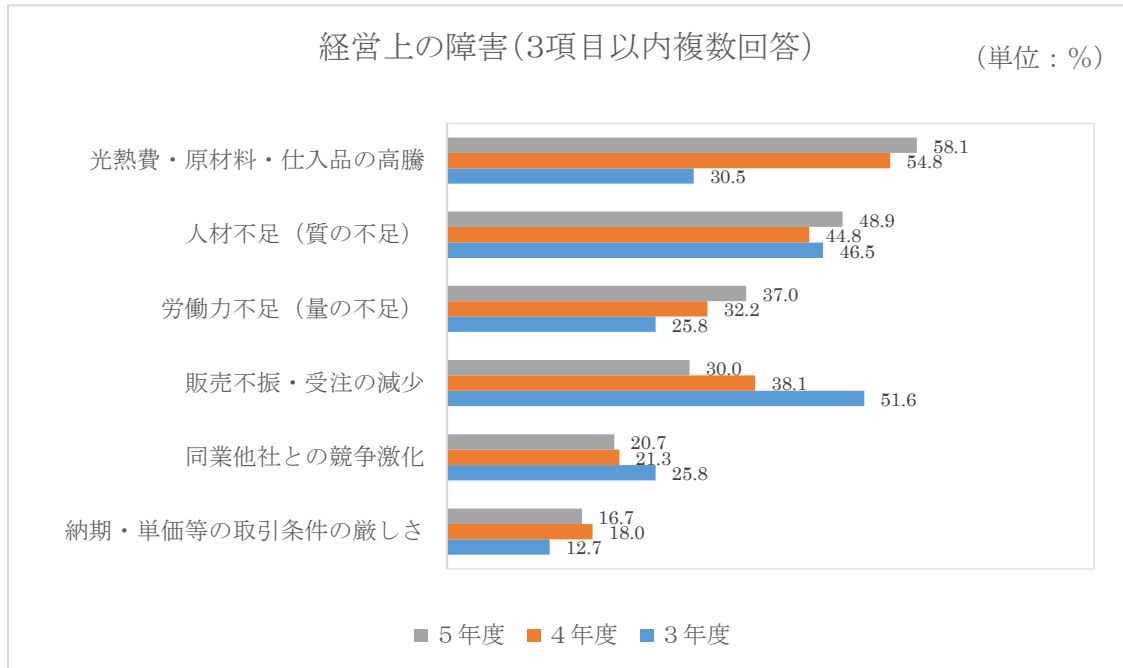
業種別では、製造業で「強化拡大」を考えている事業所は29.0%、非製造業では25.7%であった。一方、「縮小・廃止・その他」は、製造業では9.7%、非製造業では4.9%であった。



(3) 経営上の障害

中小企業が直面している経営上の障害の今年度の上位3位は、「光熱費・原材料・仕入品の高騰」(58.1%)、「人材不足(質の不足)」(48.9%)、「労働力不足(量の不足)」(37.0%)で占められている。

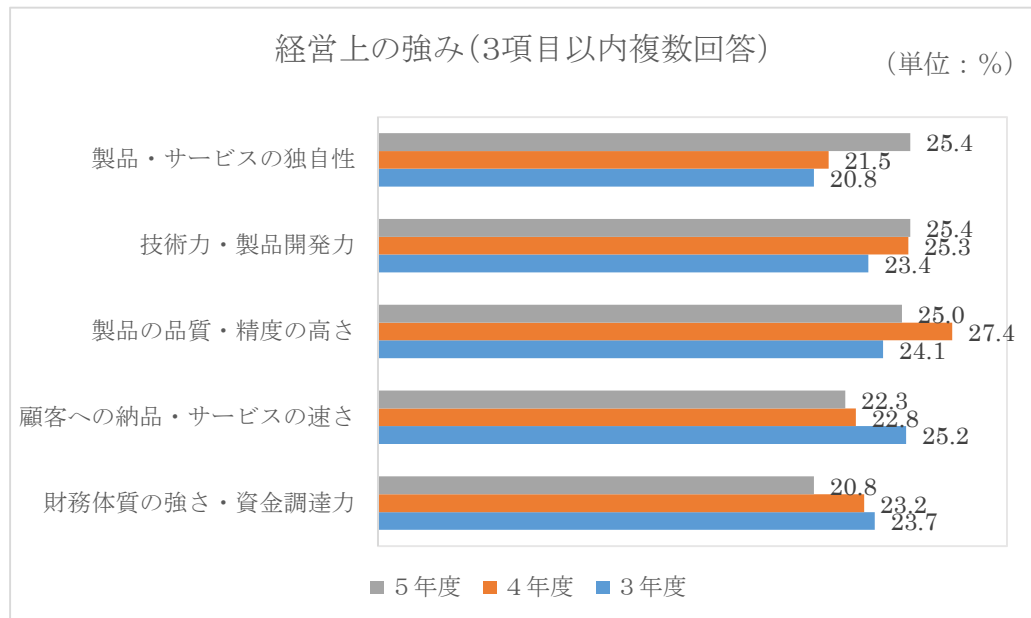
昨年、大幅な上昇(24.3ポイント増)となった「光熱費・原材料・仕入品の高騰」は、今年度も3.3ポイント上昇しており、引き続き影響を及ぼしている。



(4) 経営上の強み

自社の経営上の強みの今年度の上位3位は、「製品・サービスの独自性」(25.4%)、「技術力・製品開発力」(25.4%)、次いで「製品の品質・精度の高さ」(25.0%)で占められている。

特に、「製品・サービスの独自性」は、昨年度より3.9ポイント高い結果となった。

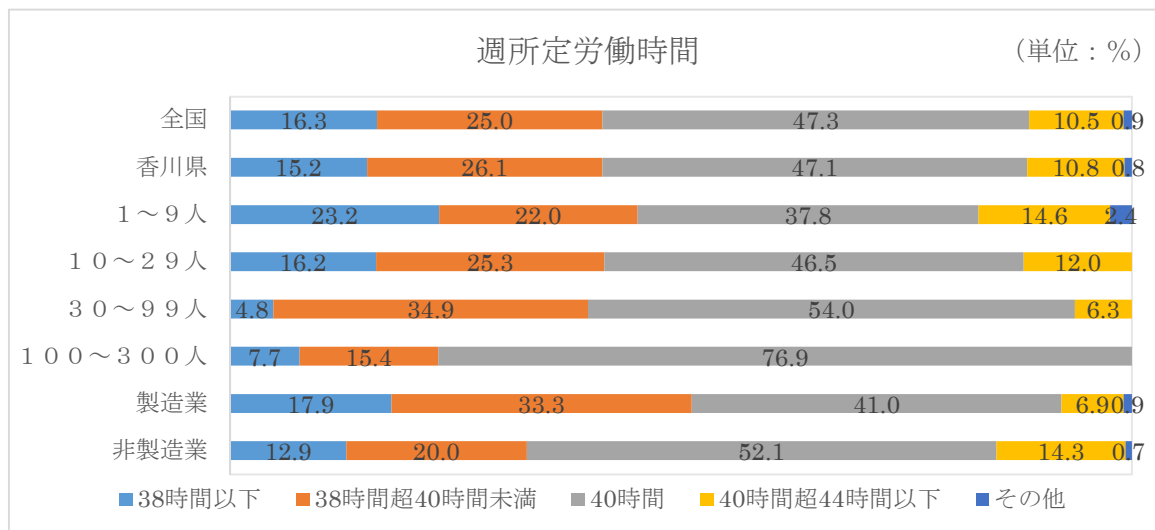


2. 労働時間

(1) 週所定労働時間

週所定労働時間については、労働基準法で規定されている「週40時間」以下を達成した事業所は88.4%で、前年度と比べて1.6ポイント減少した。

「週40時間」を超える事業所は、業種別にみると、非製造業において割合が高く、また、規模別にみると、「1～9人」の事業所での割合が高い。特例措置対象事業場を除く事業所においては、法定労働時間を守る必要がある。



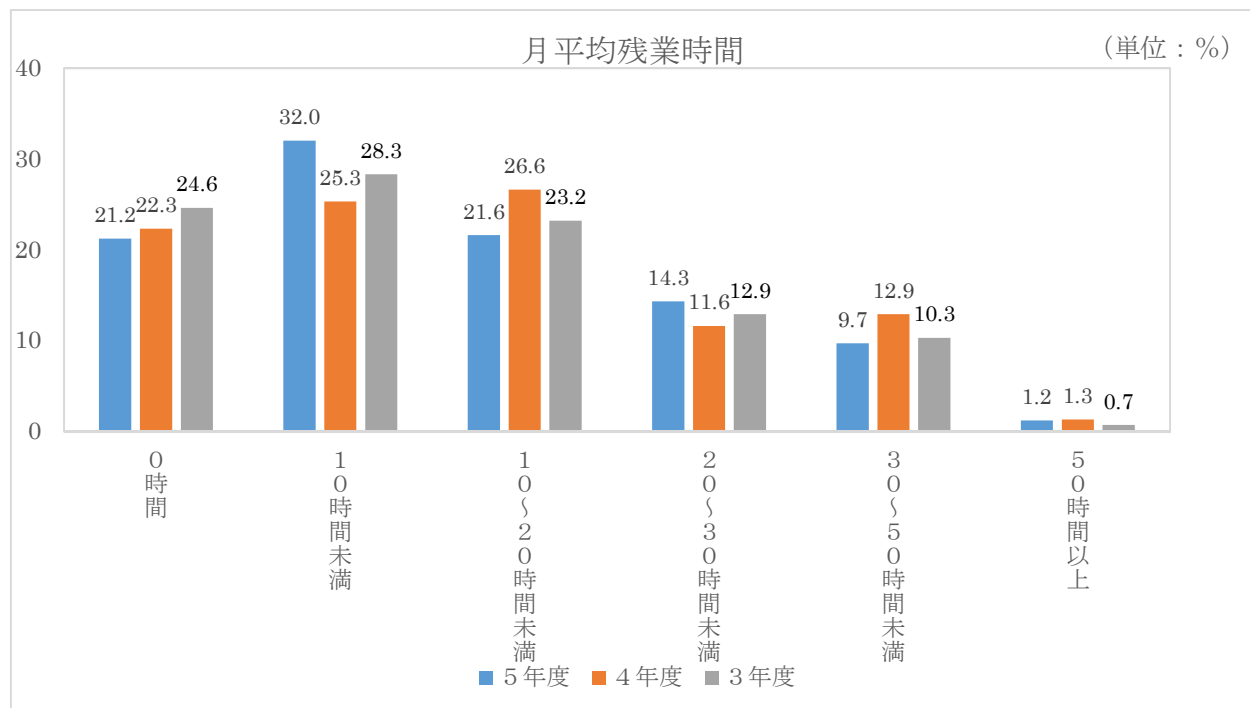
ワンポイントメモ

特例措置対象事業場（週44時間）・・・常時使用する労働者（パート・アルバイト含む。）が10人未満の①商業②映画・演劇業③保健衛生業④接客娯楽業の事業所は適用することができます。

(2) 月平均残業時間

月平均残業時間は、「10時間未満」（32.0%）が最も多く、次いで「10～20時間」（21.6%）と「0時間」（21.2%）が続く。

従業員1人当たりの月平均残業時間は、1事業所当たり12.1時間（昨年度12.5時間）と減少した。



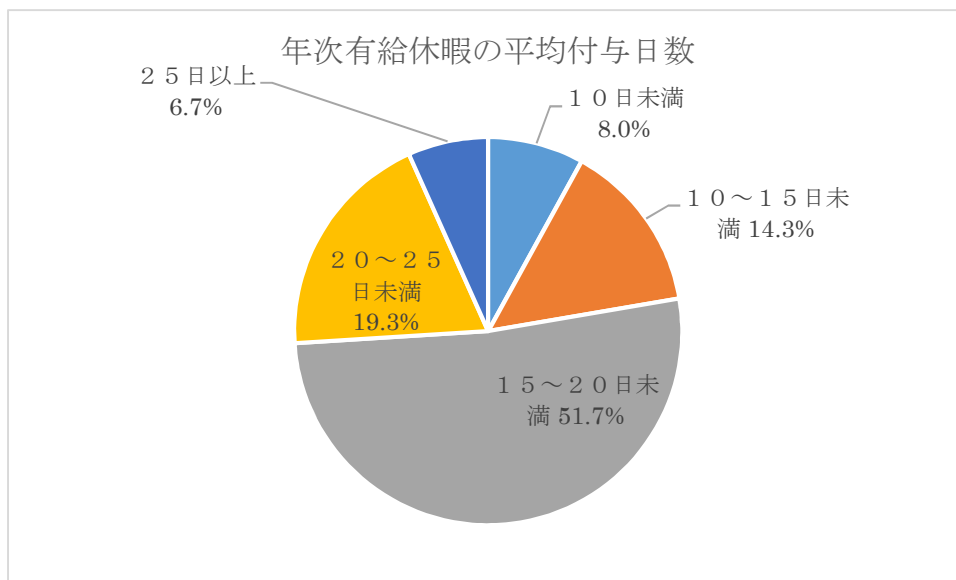
3. 有給休暇

(1) 年次有給休暇の平均付与日数

年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」(51.7%)が最も多く、次いで「20～25日未満」(19.3%)、「10～15日未満」(14.3%)と続く。

年次有給休暇を10日以上付与している事業所は、92.0%となっている。

平均付与日数は、16.8日で昨年度より0.5日増加した。

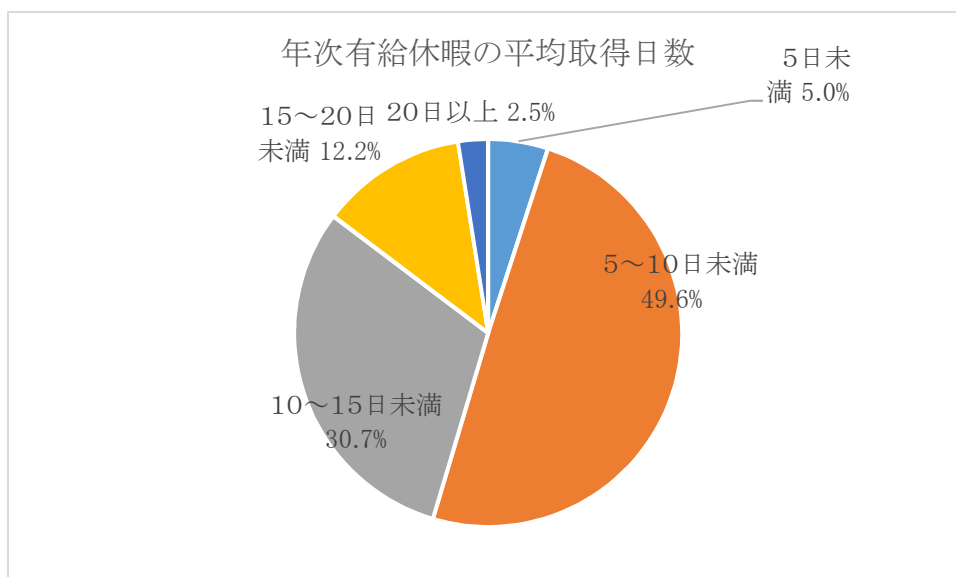


(2) 年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、「5～10日未満」(49.6%)が最も多く、次いで、「10～15日未満」(30.7%)、「15～20日未満」(12.2%)と続く。

平均取得日数が10日未満の事業所は、54.6%となっている。

平均取得日数は、9.3日であり、昨年度より0.7日増加した。

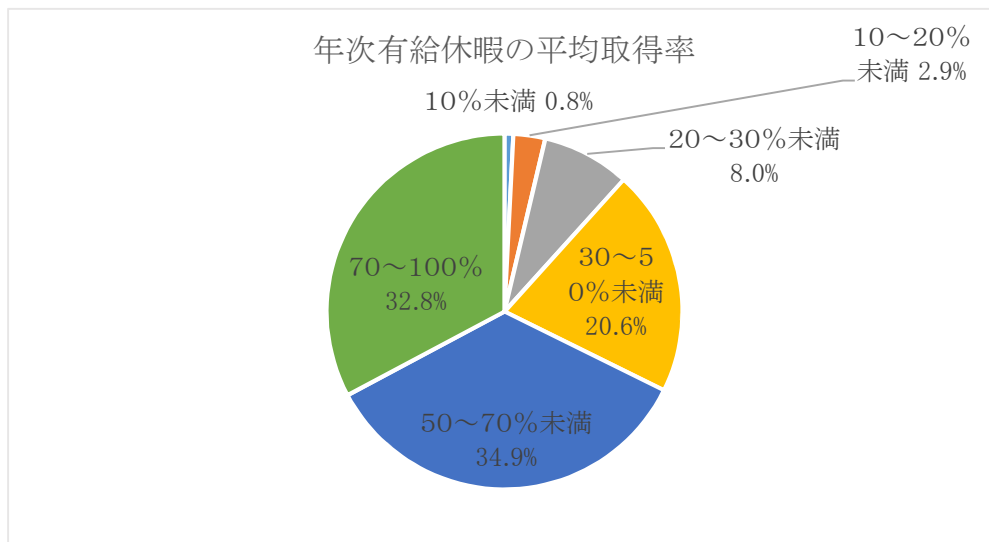


(3) 年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率（有給休暇付与日数の内、有給休暇を取得した割合）は、「50～70%未満」（34.9%）が最も多く、次いで「70～100%」（32.8%）であった。

「50%未満」である事業所は、32.3%であった。

年次有給休暇平均取得率は、59.5%であり、昨年度より4.3ポイント増加した。



ワンポイントメモ

年次有給休暇…労働基準法により、雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者（パートタイム含む。）に対し、10日以上を付与することが定められています。

ただし、週所定労働時間30時間未満、かつ、週所定労働日数が4日以下のパートタイマーは、通常の労働者と比較して比例付与となります。

なお、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となっています。

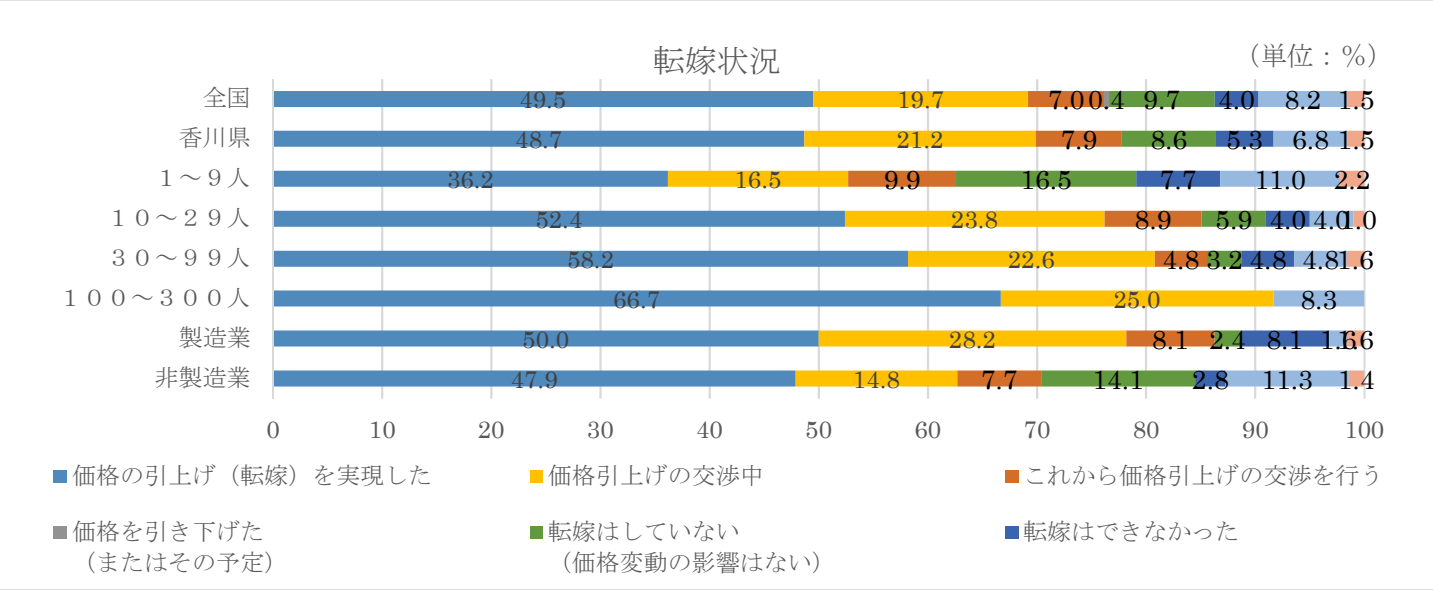
4. 価格転嫁

(1) 転嫁状況

原材料費、人件費等の増加による販売・受注価格への転嫁状況については、「価格の引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げの交渉中」、「これから価格引上げの交渉を行う」が合わせて77.8%であり、昨年と比較して10.4ポイント増加した。

規模別にみると、「100～300人」の事業所で91.7%（昨年61.5%）が、「価格の引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げの交渉中」と回答したのに対し、「1～9人」では52.7%（昨年38.5%）で、その差は39.0ポイントとなっており、小規模事業者においても価格転嫁に向けた動きは見られるが規模による格差は昨年より広がっていることがわかった。

また、業種別では、製造業で「価格の引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げの交渉中」が78.2%、非製造業では62.7%であった。



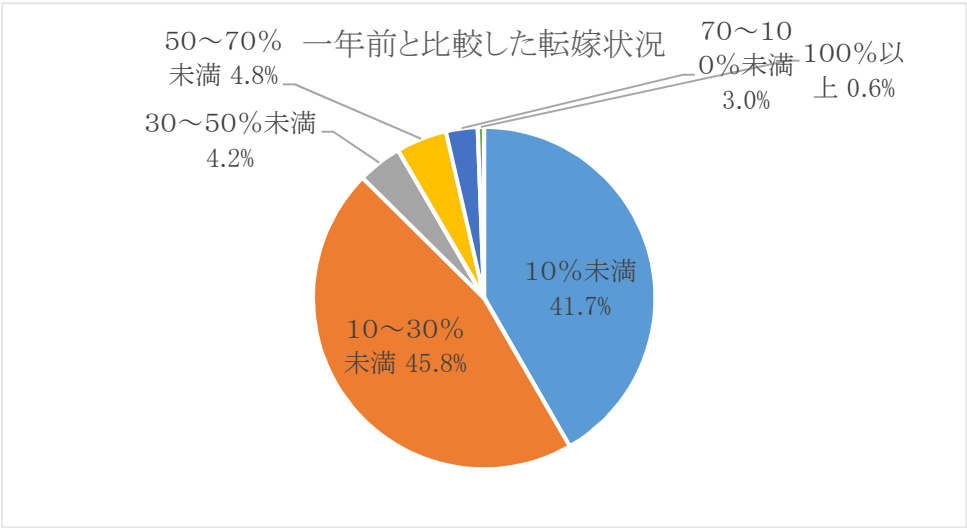
(2) 転嫁内容

原材料費、人件費、利益を含めた販売価格への転嫁内容については、「原材料分の転嫁を行った（行う予定）」が77.7%、「人件費引上げ分の転嫁を行った（行う予定）」が26.9%、「利益確保分の転嫁を行った（行う予定）」が26.9%であった。

規模別、業種別に見てみると、各項目で大きな差は無く、転嫁内容にはあまり影響しないことが分かった。

(3) 転嫁状況（一年前との比較）

一年前と比較した価格転嫁状況は、「10～30%未満」が45.8%と最も高かった。



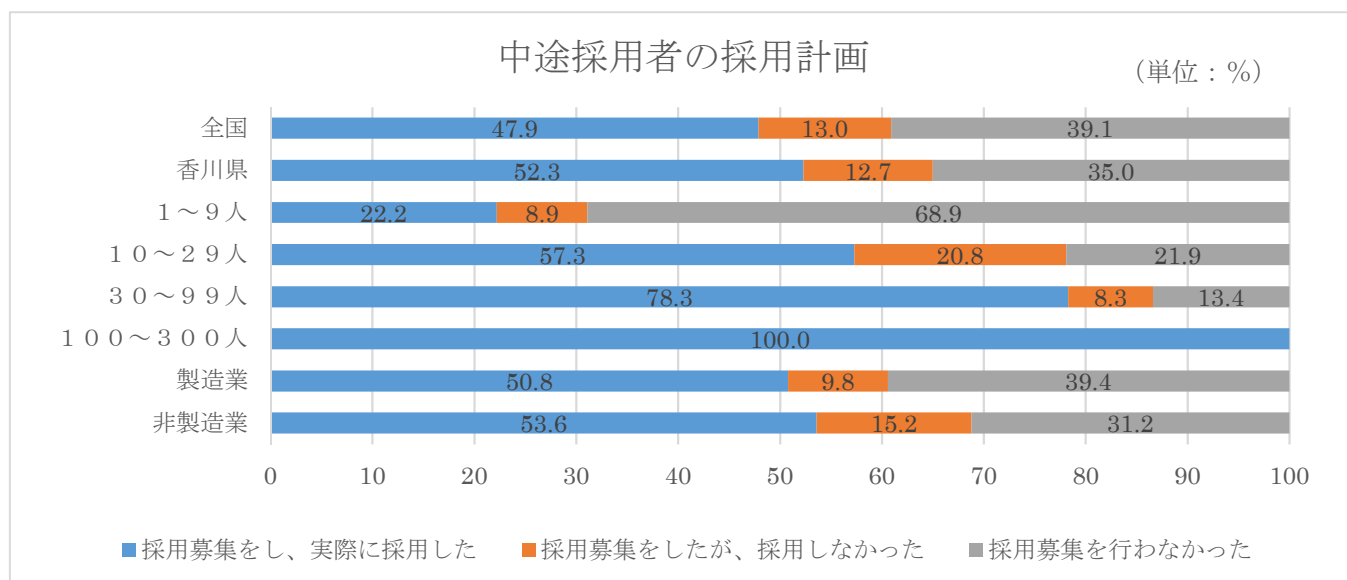
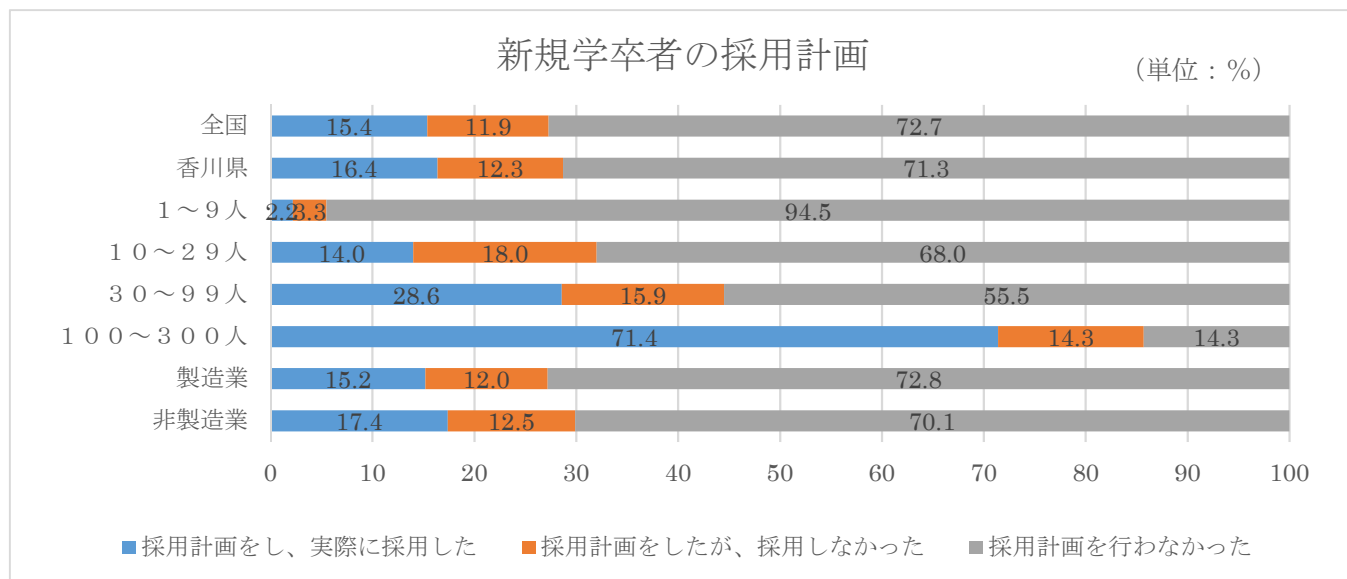
5. 従業員の採用及び給与

(1) 従業員の採用計画

令和5年度の新規学卒者の採用計画について、「採用計画をし、実際に採用した」と回答した事業所は16.4%、「採用計画をしたが、採用しなかった」と回答した事業所は12.3%、「採用計画を行わなかった」と回答した事業所は71.3%であった。

一方で、令和5年度の中途採用者の採用計画について、「採用募集をし、実際に採用した」と回答した事業所は52.3%、「採用募集をしたが、採用しなかった」と回答した事業所は12.7%、「採用募集を行わなかった」と回答した事業所は35.0%であり、新規学卒者の採用よりも中途採用者の採用を積極的に行っていることが分かった。

また規模別に見ると、新規学卒者・中途採用者いずれにおいても、従業員規模が大きくなるほど採用計画・採用募集のある割合が高く、人材の獲得に意欲的であることがうかがえる。



(2) 新規学卒者の初任給

令和5年3月卒業の新規学卒者に対して、同年6月に支給した1人当たりの平均所定賃金（税込額）の調査結果は次のとおりである。

(単位:円) ※()内の数字は、前年との増減額

区 分			初任給	香川	全国
高校卒	技術系	製造業	170,518 (5,274)	179,620 (5,678)	176,751 (1,824)
		非製造業	182,654 (1,596)		
	事務系	製造業	161,500 (-)	165,125 (▲ 4,875)	171,043 (3,109)
		非製造業	176,000 (6,000)		
専門学校卒	技術系	製造業	185,000 (20,000)	187,029 (3,617)	189,510 (3,937)
		非製造業	187,840 (▲ 2,476)		
	事務系	製造業	170,000 (-)	185,250 (-)	184,877 (3,030)
		非製造業	190,333 (-)		
短大卒 (含高専)	技術系	製造業	179,000 (-)	181,200 (16,200)	189,836 (7,599)
		非製造業	190,000 (25,000)		
	事務系	製造業	168,000 (-)	181,000 (-)	184,348 (2,079)
		非製造業	194,000 (-)		
大学卒	技術系	製造業	186,518 (▲ 10,149)	204,710 (4,184)	206,881 (3,527)
		非製造業	215,106 (12,926)		
	事務系	製造業	189,167 (-)	197,594 (2,594)	204,152 (3,613)
		非製造業	201,808 (6,808)		

初任給(高校卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国		1,636	176,751	100.0	424	171,043	100.0	2,192	176,247	100.0	625	171,167	100.0
香 川		16	179,620	101.6	4	165,125	96.5	20	181,279	102.9	5	167,300	97.7
規模別	1～9人	1	180,000	98.5				1	180,000	93.3			
	1～4人												
	5～9人	1	180,000	99.4				1	180,000	92.8			
	10～29人	4	180,000	99.5	1	161,500	95.3	4	186,750	103.3	1	161,500	94.9
	10～20人	2	178,500	97.7				2	192,000	104.8			
	21～29人	2	181,500	101.6	1	161,500	94.5	2	181,500	101.7	1	161,500	94.5
	30～99人	8	183,864	104.3	1	160,000	92.7	10	185,758	105.0	1	160,000	93.0
	100～300人	3	167,667	96.6	2	169,500	100.0	5	168,200	96.9	3	171,667	100.8
製造業 計		4	170,518	99.1	3	161,500	95.2	5	171,828	100.5	3	161,500	95.4
食料品		2	164,000	97.5	3	161,500	97.2	3	163,667	97.5	3	161,500	97.2
繊維工業		1	170,000	104.9									
木材・木製品													
印刷・同関連													
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品		1	184,070	106.0				2	184,070	106.8			
機械器具													
その他													
非製造業 計		12	182,654	100.0	1	176,000	102.0	15	184,429	100.5	2	176,000	101.7
情報通信業													
運輸業													
建設業		9	184,871	99.7				11	187,586	100.2			
総合工事業		6	187,707	102.1				8	187,280	101.6			
職別工事業		0	0	0.0									
設備工事業		3	179,200	97.1				3	188,400	100.4			
卸・小売業		2	177,500	102.5	1	176,000	104.0	3	176,667	104.2	2	176,000	104.3
卸売業		1	175,000	100.5	1	176,000	102.2	2	175,000	100.0	2	176,000	102.6
小売業		1	180,000	104.4				1	180,000	108.2			
サービス業		1	173,000	98.1				1	173,000	97.2			
対事業所サービス業		1	173,000	98.1				1	173,000	96.5			
対個人サービス業													

初任給(専門学校卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国		545	189,510	100.0	155	184,877	100.0	696	188,818	100.0	196	186,824	100.0
香 川		14	187,029	98.7	4	185,250	100.2	18	188,133	99.6	4	185,250	99.2
規模別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人	5	175,200	93.7	2	192,500	106.4	5	175,200	93.6	2	192,500	105.4
	10～20人	2	175,000	94.1				1	180,000	95.6			
	21～29人	3	175,333	93.1	2	192,500	103.3	4	174,000	93.6	2	192,500	101.5
	30～99人	8	194,050	102.2	1	170,000	92.5	10	194,040	101.9	1	170,000	92.4
	100～300人	1	190,000	100.5	1	186,000	100.5	3	190,000	102.6	1	186,000	99.1
製造業 計		4	185,000	99.9	1	170,000	93.1	4	185,000	99.7	1	170,000	93.7
食料品													
繊維工業					1	170,000	92.1				1	170,000	93.7
木材・木製品		1	190,000	103.4				1	190,000	102.2			
印刷・関連連		1	200,000	113.8				1	200,000	114.6			
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品													
機械器具													
その他		2	175,000	89.8				2	175,000	90.2			
非製造業 計		10	187,840	97.1	3	190,333	101.9	14	189,029	98.6	3	190,333	100.2
情報通信業													
運輸業													
建設業		7	189,771	95.9	1	200,000	103.3	8	192,300	94.7	1	200,000	100.5
総合工事業		5	190,680	95.3	1	200,000	105.7	7	190,486	93.1	1	200,000	104.8
職別工事業													
設備工事業		2	187,500	97.4				1	205,000	100.0			
卸・小売業		2	182,000	97.3	2	185,500	102.0	5	184,400	100.3	2	185,500	99.2
卸売業					1	186,000	100.9				1	186,000	96.4
小売業		2	182,000	98.3	1	185,000	104.2	5	184,400	101.2	1	185,000	107.0
サービス業		1	186,000	99.3				1	186,000	101.4			
対事業所サービス業		1	186,000	97.0				1	186,000	97.8			
対個人サービス業													

初任給(短大・高専卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国		205	189,836	100.0	100	184,348	100.0	179	186,816	100.0	106	183,778	100.0
香 川		5	181,200	95.5	2	181,000	98.2	6	184,333	98.7	3	185,333	100.8
規模別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人	1	190,000	101.4				1	190,000	103.2			
	10～20人												
	21～29人	1	190,000	99.6				1	190,000	105.9			
	30～99人	1	180,000	94.1	1	194,000	106.8	1	180,000	96.5	2	194,000	109.8
	100～300人	3	178,667	94.9	1	168,000	91.3	4	184,000	97.9	1	168,000	89.6
製造業 計		4	179,000	95.3	1	168,000	91.7	5	183,200	97.8	1	168,000	90.4
食料品		2	174,000	99.6	1	168,000	103.7	2	174,000	101.1	1	168,000	103.7
繊維工業													
木材・木製品													
印刷・同関連		1	168,000	96.2				1	168,000	95.7			
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品		1	200,000	103.5				2	200,000	102.8			
機械器具													
その他													
非製造業 計		1	190,000	98.9	1	194,000	104.6	1	190,000	102.1	2	194,000	106.8
情報通信業													
運輸業													
建設業													
総合工事業													
職別工事業													
設備工事業													
卸・小売業		1	190,000	103.7	1	194,000	101.5	1	190,000	111.4	2	194,000	104.8
卸売業													
小売業		1	190,000	99.2	1	194,000	99.3	1	190,000	106.1	2	194,000	108.3
サービス業													
対事業所サービス業													
対個人サービス業													

初任給(大学卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国		806	206,881	100.0	571	204,152	100.0	1,243	208,040	100.0	1,038	205,510	100.0
香 川		11	204,710	99.0	9	197,594	96.8	18	213,852	102.8	21	194,690	94.7
規 模 別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人	4	210,610	102.9				4	210,610	102.9			
	10～20人	1	200,000	97.7				1	200,000	96.2			
	21～29人	3	214,146	104.7				3	214,146	106.3			
	30～99人	5	207,875	100.4	3	197,083	96.1	11	221,537	106.7	5	192,500	92.8
	100～300人	2	185,000	88.8	6	197,850	97.1	3	190,000	90.7	16	195,375	95.5
製造業 計		4	186,518	91.2	3	189,167	93.1	4	186,518	90.6	7	182,857	88.8
食料品					1	220,000	112.1				1	220,000	112.6
繊維工業													
木材・木製品													
印刷・同関連		1	170,000	89.9	1	182,500	95.2	1	170,000	89.0	4	182,500	92.2
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品		2	200,535	96.9				2	200,535	96.2			
機械器具													
その他		1	175,000	85.7	1	165,000	81.3	1	175,000	85.4	2	165,000	80.9
非製造業 計		7	215,106	102.8	6	201,808	98.5	14	221,662	105.6	14	200,607	97.8
情報通信業													
運輸業		1	200,000	95.0				1	200,000	99.3			
建設業		5	221,349	104.6	1	200,000	95.1	12	225,356	106.6	2	200,000	95.0
総合工事業		4	221,686	103.6	1	200,000	94.8	10	226,427	105.7	2	200,000	94.8
職別工事業													
設備工事業		1	220,000	105.4				2	220,000	105.6			
卸・小売業					5	202,170	99.6				12	200,708	98.8
卸売業					4	201,150	98.9				10	199,600	97.5
小売業					1	206,250	102.1				2	206,250	105.9
サービス業		1	199,000	95.6				1	199,000	93.9			
対事業所サービス業		1	199,000	93.9				1	199,000	92.1			
対個人サービス業													

(注)

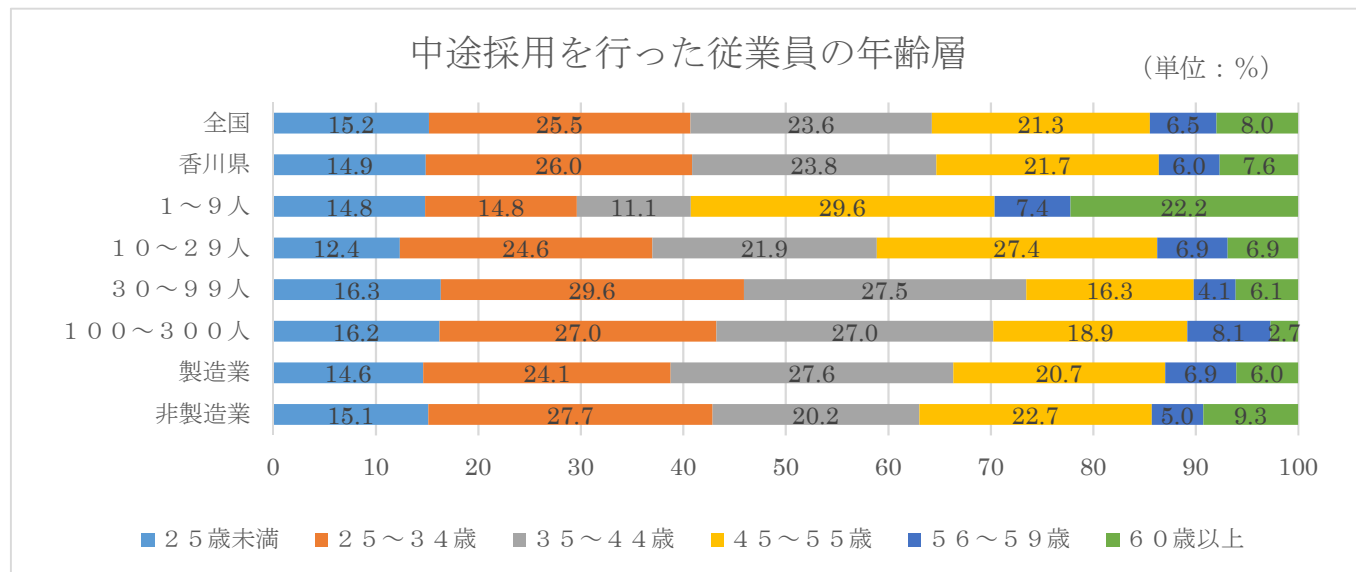
新規学卒者の初任給は、採用した人数及び1人当たり平均初任給額の双方に回答した事業所を集計対象とし、単純平均（1事業所当たり）及び加重平均（採用者1人当たり）の両方を示しています。

単純平均は、事業所ごとの1人あたり平均初任給額を足しあげ、事業所数で除した数値です。

加重平均は、各事業所の1人あたり平均初任給額に採用した人数を乗じて得た数の総和を採用した人数の総和で除した数です。

(3) 中途採用者の年齢層

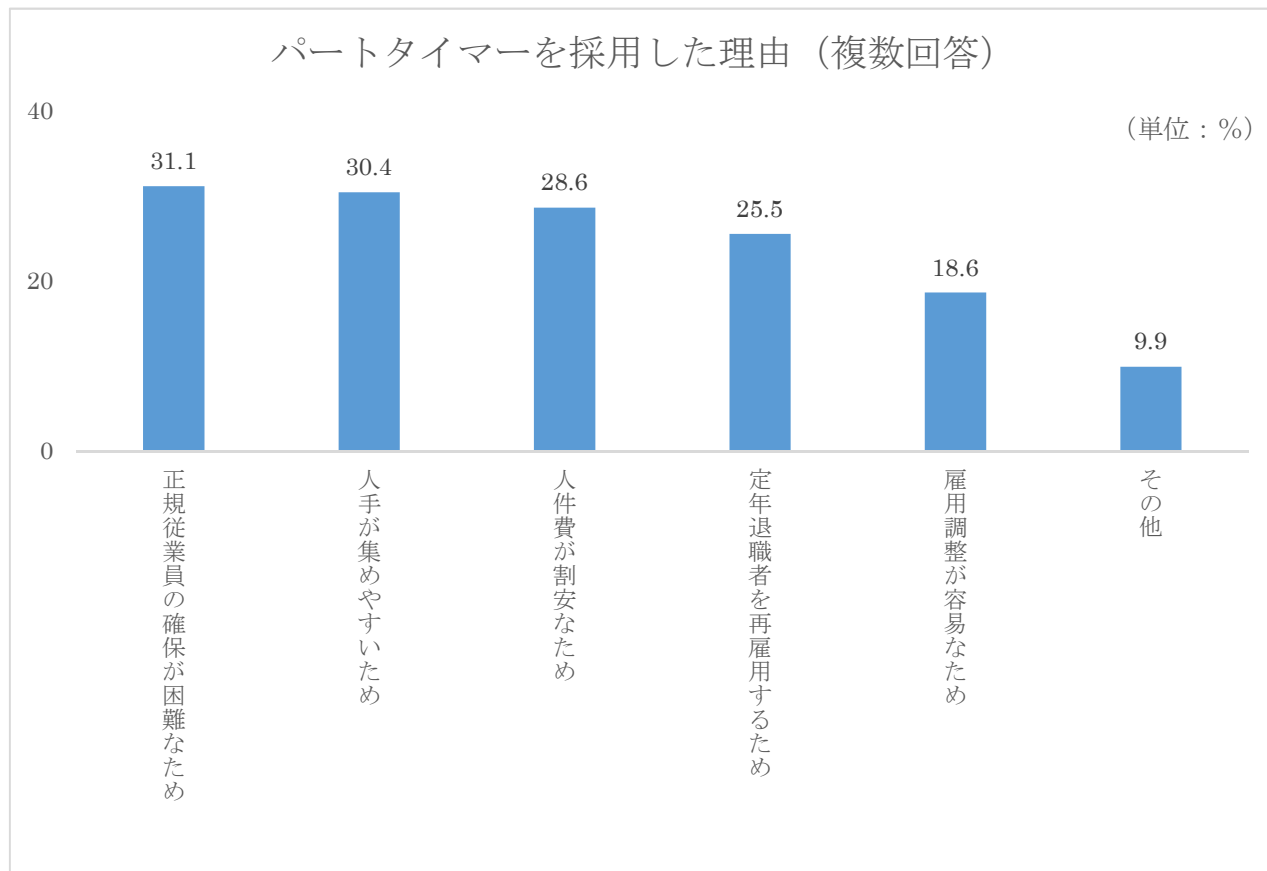
中途採用者の年齢層は、規模別に見ると、「1～9人」では45歳以上の割合が59.2%と高く、従業員規模が小さいほど高年齢層の中途採用を行っていることが分かった。



6. パートタイマーの雇用状況

(1) 採用理由

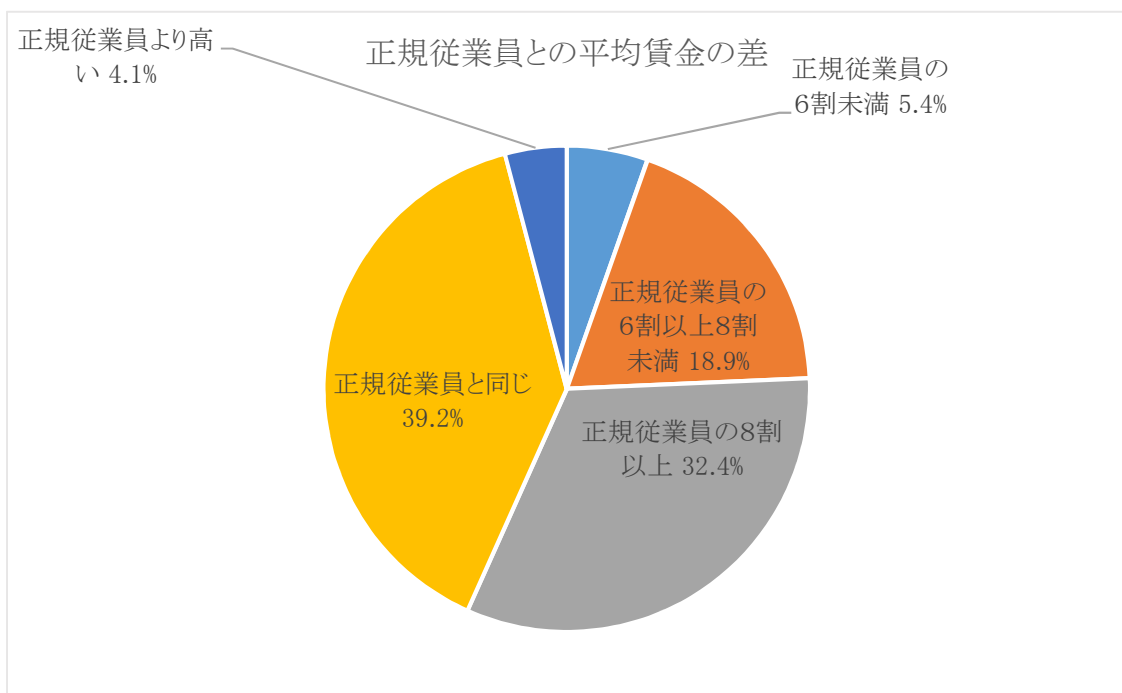
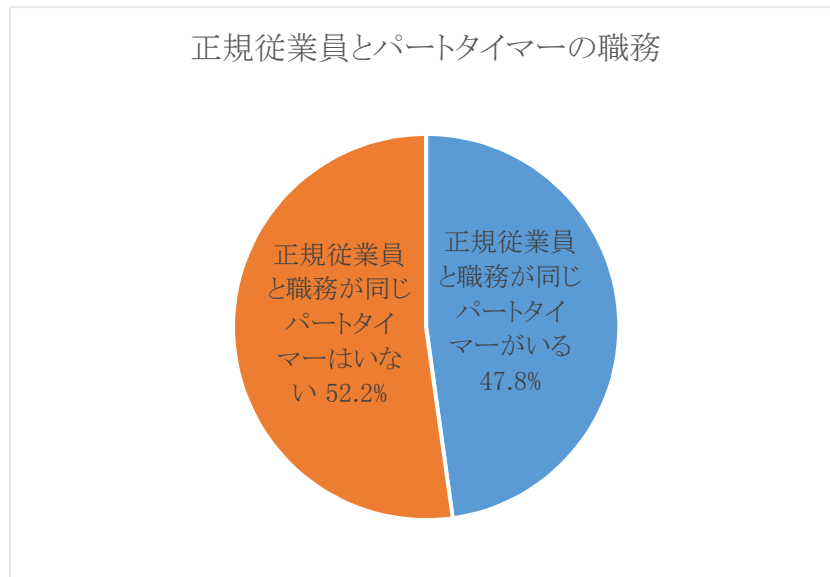
パートタイマーを採用した理由については、製造業・非製造業のいずれにおいても「正規従業員の確保が困難なため」という理由が最も割合が高かった。また、第2・3位の理由も同様であり、雇用側の観点からは人手不足による人員確保及びその調整に苦慮していることが窺える結果となった。



(2) 正規従業員との職務の差及び平均賃金の差

正規従業員との職務の差については、約半々という結果となった。平均賃金の差については、「正規従業員と同じ」が39.2%と最も割合が高く、次いで「正規従業員の8割以上」が32.4%であった。

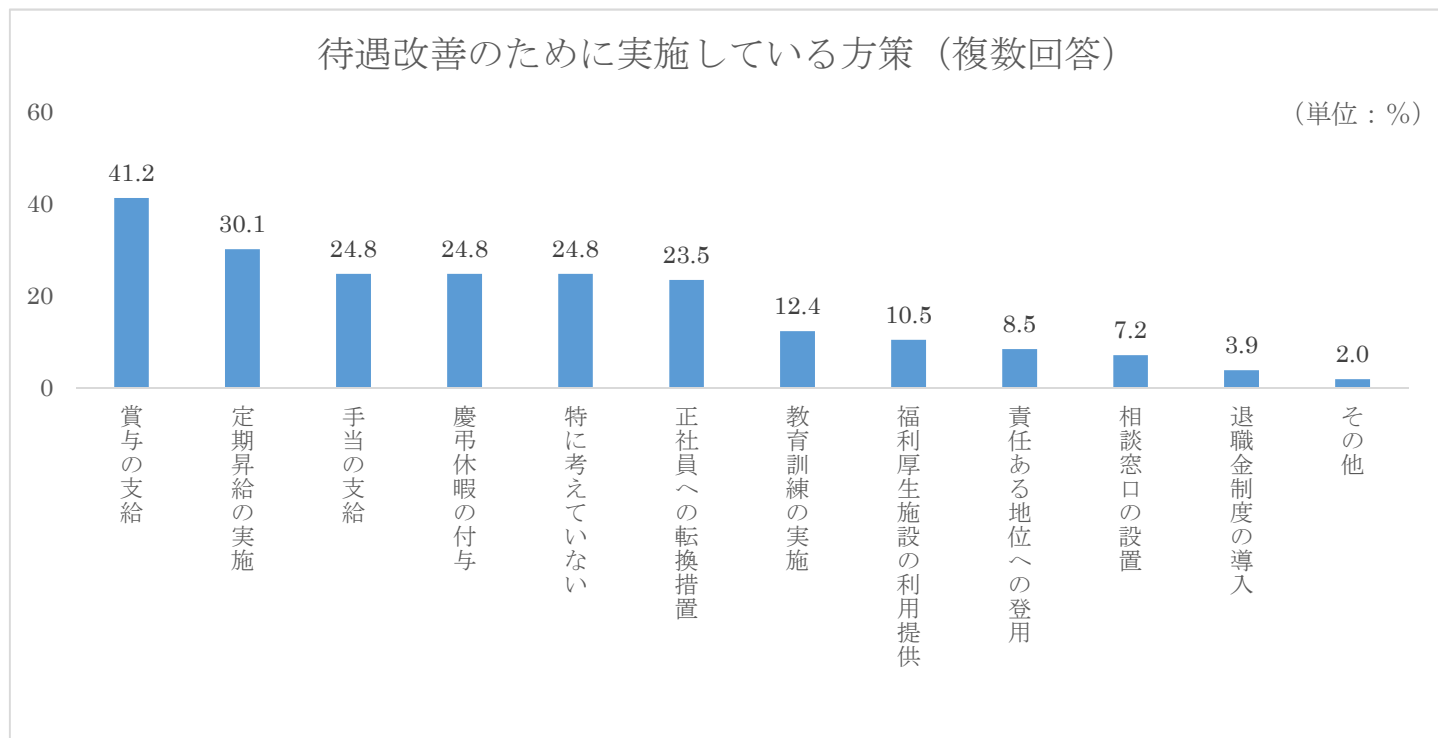
同一労働同一賃金が提唱され、格差は少なくなりつつはあるが、未だ整備が充分行き届いてはいないことが見受けられた。



(3) 待遇改善のために実施している方策

待遇改善のために実施している方策としては、「賞与の支給」が最も多く41.2%であり、次いで「定期昇給の実施」が30.1%であった。

一方でその他の項目では3割を下回っており、待遇改善が不十分な状況であることが見受けられる結果となった。



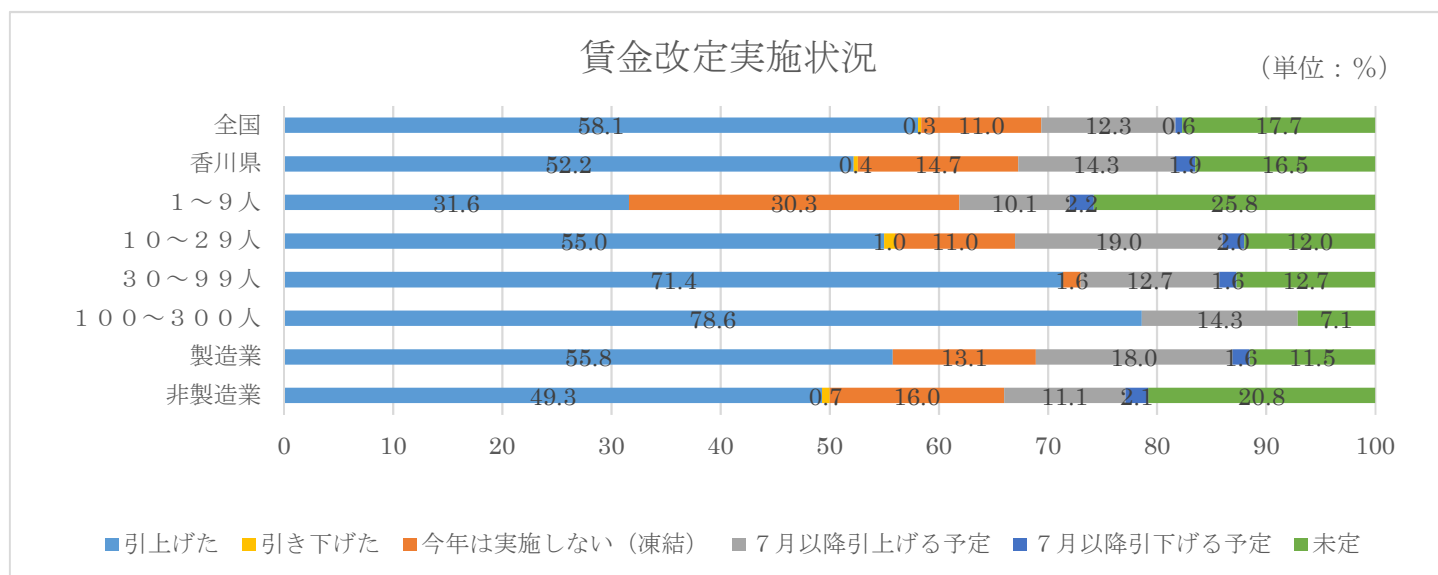
7. 賃金改定

(1) 賃金改定実施状況

令和5年1月1日から同年7月1日までの間の賃金改定実施状況については、「引上げた」、「7月以降引上げる予定」が合わせて66.5%であり、昨年（62.9%）より3.6ポイント増加した。また、「引下げた・7月以降引下げる予定」は2.3%であり、昨年（0.8%）より1.5ポイント増加した。

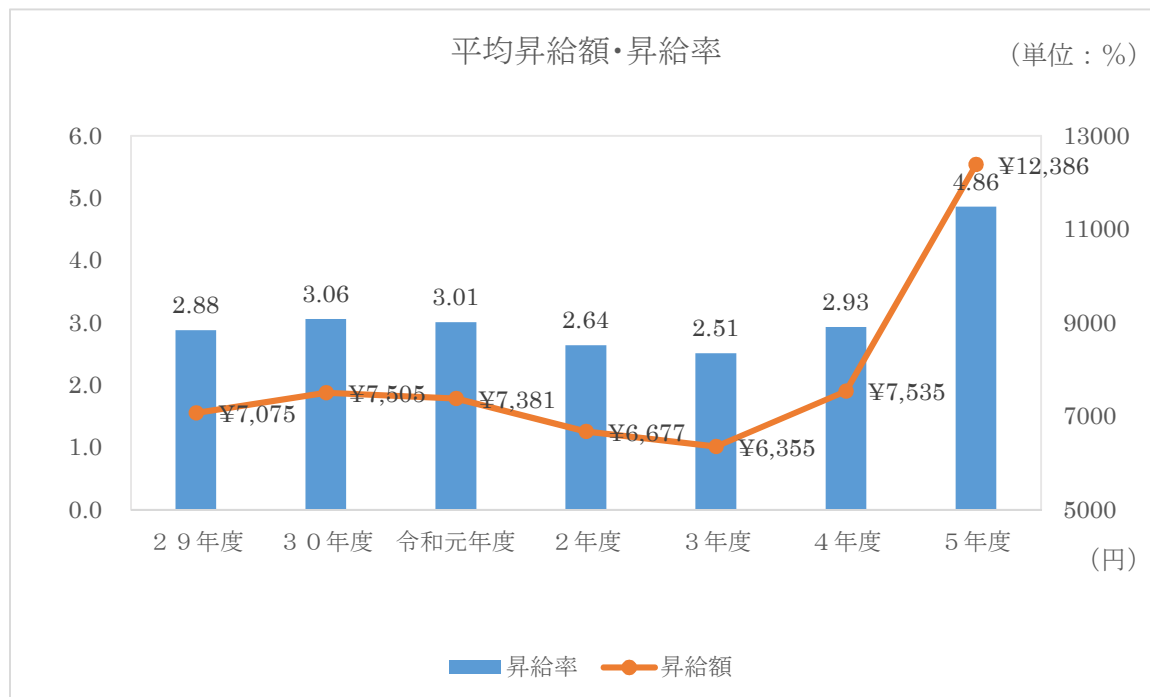
規模別にみると、「100～300人」の事業所で78.6%が「引上げた」と回答したのに対し、「1～9人」では31.6%で、その差は47.0ポイントとなっており、規模による格差が見受けられる結果となった。

また、業種別では、製造業で「引上げた」が55.8%、非製造業では49.3%であった。



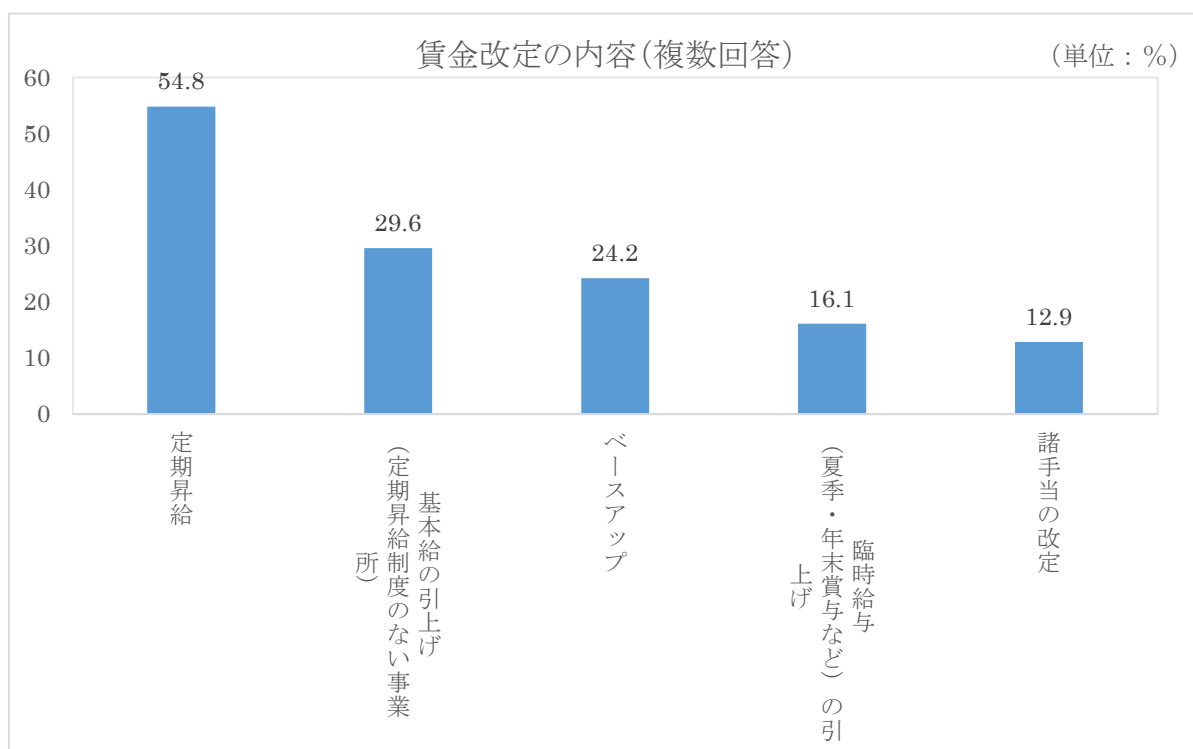
(2) 平均昇給額・昇給率

令和5年1月から同年7月までの間に、常用労働者に定期昇給・ベースアップを実施した113事業所の平均昇給額・昇給率を見ると、単純平均の平均昇給額が12,386円（対前年比プラス4,851円）、平均昇給率は4.86%（対前年比プラス1.93ポイント）となっている。



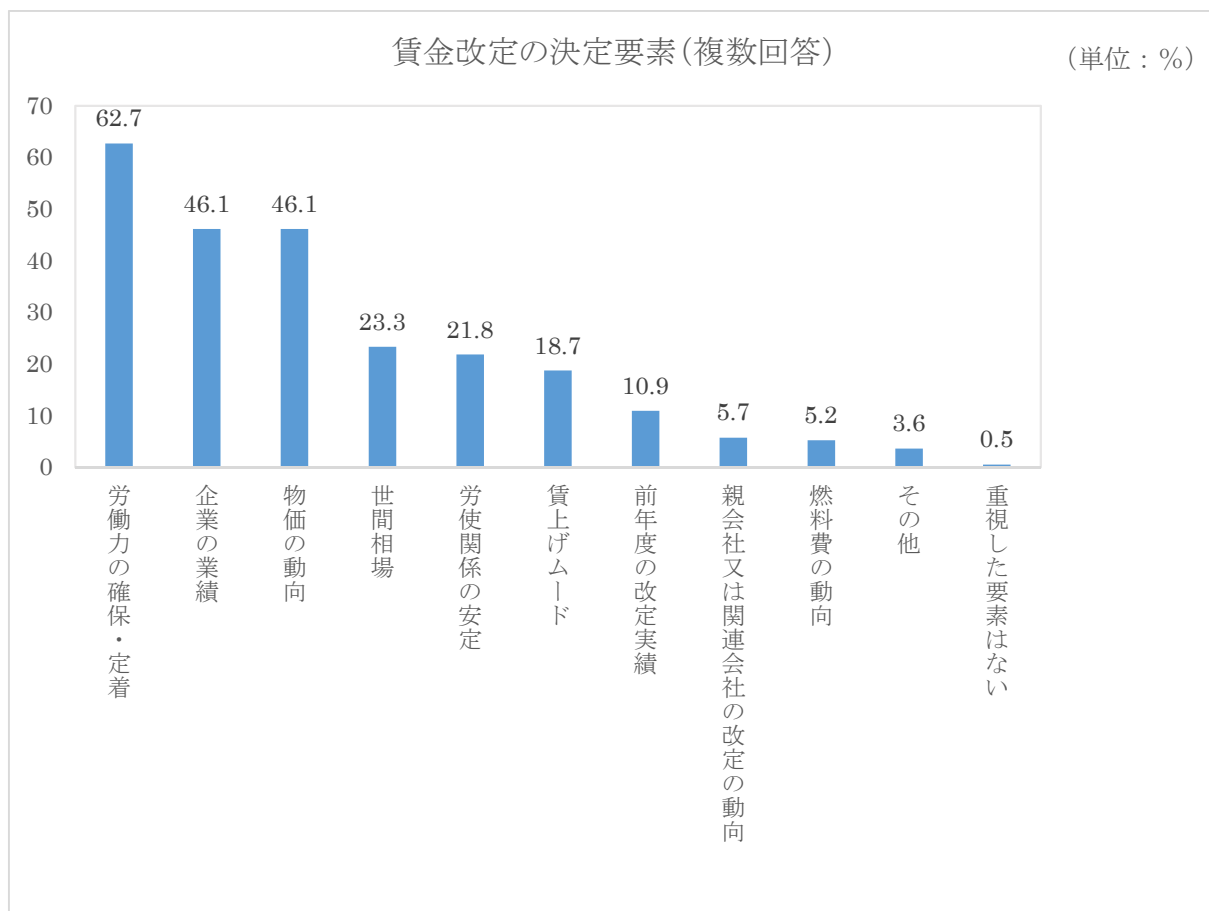
(3) 賃金改定の内容

賃金改定の内容は、「定期昇給」が54.8%で最も高く、次いで「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」が29.6%、「ベースアップ」が24.2%であった。



(4) 賃金改定の決定要素

賃金改定の決定要素は、「労働力の確保・定着」が62.7%（前年度65.6%）と最も高く、次いで「企業の業績」が46.1%（前年度60.3%）、「物価の動向」が46.1%（前年度21.2%）の順であった。



(都道府県コード) (事業所コード) (地域コード)

(左欄は記入しないでください。)

令和5年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を推進することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。
つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年度 中小企業労働事情実態調査票

調査票記入の手引き



調査時点：令和5年7月1日 調査締切：令和5年7月14日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守
- ◇ご記入方法
- ◇お問合せ先
- 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください(7月1日現在でご記入ください。)。なお、調査票の※印及び記入方法につきましては、調査票記入の手引き(右上のQRコード)をご参照ください。
調査票及び手引きのご不明点など、調査に関しますお問合せ先は、下記までお願いいたします。調査票は7月14日までにご返送ください。

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称	記入担当者名	
所在地	電話番号	— —
	FAX 番号	— —
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 〔通信業、放送業、情報サービス業、インターネット〕 〔付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業〕 11. 運輸業 12. 総合工事業 13. 職別工事業(設備工事業を除く) 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 17. 対事業所サービス業 〔物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等〕 18. 対個人サービス業 19. その他 (具体的に：)	

設問1) 現在の従業員数についてお答えください。

- ① 令和5年7月1日現在の雇用形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に枠内にご記入ください。
また、「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○を付けてください。

	正社員	パートタイマー (常用)※1	パートタイマー (非常用)※2	派遣※3	嘱託・契約社員	その他※4	合計
男性	人	人	人	人	人	人	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減

設問 2) 経営についてお答えください。

① 現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つだけに○)

1. 良 い

2. 変わらない

3. 悪 い

② 現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つだけに○)

1. 強化拡大

2. 現状維持

3. 縮 小

4. 廃 止

5. その他 ()

③ 現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。(3つ以内に○)

1. 労働力不足(量の不足)

2. 人材不足(質の不足)

3. 労働力の過剰

4. 人件費の増大

5. 販売不振・受注の減少

6. 製品開発力・販売力の不足

7. 同業他社との競争激化

8. 光熱費・原材料・仕入品の高騰

9. 製品価格(販売価格)の下落

10. 納期・単価等の取引条件の厳しさ

11. 金融・資金繰り難

12. 環境規制の強化

④ 経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)

1. 製品・サービスの独自性

2. 技術力・製品開発力

3. 生産技術・生産管理能力

4. 営業力・マーケティング力

5. 製品・サービスの企画力・提案力

6. 製品の品質・精度の高さ

7. 顧客への納品・サービスの速さ

8. 企業・製品のブランド力

9. 財務体質の強さ・資金調達力

10. 優秀な仕入先・外注先

11. 商品・サービスの質の高さ

12. 組織の機動力・柔軟性

設問 3) 従業員の労働時間についてお答えください。

① 従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の週所定労働時間※5は何時間ですか(残業時間、休憩時間は除く)。

職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答えください。(1つだけに○)

1. 38 時間以下

2. 38 時間超 40 時間未満

3. 40 時間

4. 40 時間超 44 時間以下※6

5. その他 ()

② 令和4年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)をご記入ください。(小数点以下四捨五入)

従業員1人当たり 月平均残業時間

1. 時間

2. な し

設問 4) 従業員の有給休暇についてお答えください。

① 令和4年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数※7・取得日数をご記入ください。(小数点以下四捨五入)

従業員1人当たり 平均付与日数

日

従業員1人当たり 平均取得日数

日

設問 5) 原材料費、人件費(賃金等)アップ等に対する販売価格への転嫁の状況をお答えください。

① 原材料費、人件費等の増加による貴事業所の販売・受注価格への転嫁状況をお答えください。(1つだけに○)

1. 価格引上げ(転嫁)を実現した

2. 価格引上げの交渉中

3. これから価格引上げの交渉を行う

4. 価格を引き下げた(またはその予定)

5. 価格転嫁はしていない(価格変動の影響はない)

6. 価格転嫁は実現しなかった

7. 対応未定

8. その他 ()

★①で1に○をした事業所は②・③の質問に、2と3に○をした事業所は②の質問にお答えください。



② 原材料、人件費、利益を含めた販売価格への転嫁の内容をお答えください。(該当するすべてに○)

1. 原材料分の転嫁を行った(行う予定)

2. 人件費引上げ分の転嫁を行った(行う予定)

3. 利益確保分の転嫁を行った(行う予定)

4. その他 ()

③ 価格転嫁率※8は何パーセントですか。(1つだけに○)

1. 10%未満

2. 10~30%未満

3. 30~50%未満

4. 50~70%未満

5. 70~100%未満

6. 100%以上

設問 6) 新規学卒者の採用についてお答えください。

① 令和 5 年 3 月新規学卒者の採用計画を行いましたか。(1 つだけに○)

1. 採用計画をし、実際に採用した

2. 採用計画をしたが、採用しなかった

3. 採用計画を行わなかった

★①で 1 と 2 に○をした事業所は②の質問にお答えください。



② 令和 5 年 3 月新規学卒者の採用結果 (技術系として採用した者以外はすべて事務系に記入)

学 卒		採用を予定して いた人数	実際に採用し た人数	1 人当たり平均初任給額※ 9 (令和 5 年 6 月支給額)						
高校卒	技術系	人	人							円
	事務系	人	人							円
専門学校卒※10	技術系	人	人							円
	事務系	人	人							円

学 卒		採用を予定して いた人数	実際に採用した 人数	1 人当たり平均初任給額※ 9 (令和 5 年 6 月支給額)						
短大卒 (含高専)	技術系	人	人							円
	事務系	人	人							円
大学卒	技術系	人	人							円
	事務系	人	人							円

設問 7) 中途採用についてお答えください。

① 令和 4 年度に中途採用の募集を行い、令和 5 年 7 月 1 日現在までに採用を行いましたか (新規学卒者の採用を除く)。(1 つだけに○)

1. 採用募集をし、実際に採用した

2. 採用募集をしたが、採用しなかった

3. 採用募集を行わなかった

★①で 1 に○をした事業所は②・③の質問に、2 に○をした事業所は②の質問にお答えください。



② 中途採用の結果

採用を予定していた 人数	人
実際に採用した人数	人



③ 中途採用者の年齢層

25 歳未満	25 ～ 34 歳	35 ～ 44 歳	45 ～ 55 歳	56 ～ 59 歳	60 歳以上
人	人	人	人	人	人

設問 8) パートタイマーを雇用している事業所のみお答えください。

① パートタイマーを採用した理由をお答えください。(該当するすべてに○)

1. 人手が集めやすいため

2. 人件費が割安のため

3. 正規従業員の確保が困難なため

4. 雇用調整が容易なため

5. 定年退職者を再雇用するため

6. その他 ()

② 正規従業員とパートタイマーの職務についてお答えください。(1 つだけに○)

1. 正規従業員と職務が同じパートタイマーがいる

2. 正規従業員と職務が同じパートタイマーはいない

★②で 1 に○をした事業所は②-1 の質問にお答えください。



②-1 正規従業員と比較した場合の 1 時間当たりの平均賃金差についてお答えください。(1 つだけに○)

1. 正規従業員の 6 割未満

2. 正規従業員の 6 割以上～8 割未満

3. 正規従業員の 8 割以上

4. 正規従業員と同じ

5. 正規従業員より高い

③ パートタイマーに対する待遇改善のために実施している方策についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 定期昇給の実施

2. 手当の支給

3. 賞与の支給

4. 退職金制度の導入

5. 責任ある地位への登用

6. 正社員への転換措置

7. 慶弔休暇の付与

8. 福利厚生施設の利用提供

9. 教育訓練の実施

10. 相談窓口の設置

11. 特に考えていない

12. その他 ()

④ 雇用しているパートタイマーの就業調整※11 の状況についてお答えください。(1 つだけに○)

1. 就業調整をしている

2. 就業調整をしていない

3. 不明

★④で 1 に○をした事業所は次ページの④-1 の質問にお答えください。

④－１ パートタイマーが就業調整※11をした理由についてお答えください。（該当するすべてに○）

1. 年収が103万円を超えると所得税が発生するため
2. 年収が106万円を超えると企業規模により社会保険料が発生するため
3. 年収が130万円を超えると社会保険料が発生するため
4. 年収が150万円を超えると配偶者特別控除が減少するため
5. 年収が103万円または130万円を超えると配偶者の企業の家族手当の対象外となるため
6. その他（ ）

設問 9) 賃金改定についてお答えください。

① 令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。（1 つだけに○）

- | | | |
|----------------|----------------|-----------------|
| 1. 引上げた | 2. 引下げた | 3. 今年は実施しない（凍結） |
| 4. 7 月以降引上げる予定 | 5. 7 月以降引下げの予定 | 6. 未 定 |

★①で 1 と 2 と 3 に○をした事業所は下記①－ 1 の質問にもお答えください。

★①で 1 または 4 に○をした事業所及び、臨時給与を引上げた（7 月以降引上げ予定）事業所は②・③の質問にもお答えください。

↓
①－ 1 賃金改定（引上げた・引下げた・凍結）を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金※12（通勤手当を除く）及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

★ご記入の際は別添「調査票記入の手引き」の該当箇所をご参照ください。

対象者総数※13	従 業 員 1 人 当 た り（月額）											
	改定前の平均所定内賃金 (A)						改定後の平均所定内賃金 (B)					